

## 中国護法政府の大韓民国臨時政府 正式承認問題について

### はじめに

一九二〇年七月桂系軍閥が討伐され、八月には陳炯明が広州を奪回、そして一月二八日、孫文は伍廷芳・唐紹儀らとともに広州に到着し、軍政府を組織して、翌年四月に非常大總統に就任する。一方、大韓民国臨時政府は三一運動後、ソウル、シベリア・満州、上海に生まれた臨時政府を統合する形で、一九一九年九月に本格的にスタートした<sup>①</sup>。二年に入ってから、一月に呂運亨が韓国臨時政府を代表して広東の護法政府及び孫文に祝意を表すために訪問し、二月に臨時政府の広東租界への移転が報道され、三月には広東軍政府への接近を画策した<sup>②</sup>。また四月には朴殷植が陳炯明からの招電によって広東に向かったという情報があったり、

森 悦 子

呂運弘が韓国臨時政府大統領、李承晩から孫文あての援助を乞う内容の密書を携えて広東に向かうなど、韓国臨時政府は積極的に広東軍政府・護法政府に働きかけた<sup>③</sup>。当の広東軍政府は陳炯明の軍によって成立したばかりで、韓国臨時政府のこのような反応は、時機尚早の感が極めて強いものであったが、当時すでに内部に對立・抗争をかかえ、対外的には協力関係を結んでいた外国政府がなかった韓国臨時政府にとり、外国政府による正式承認獲得は不可欠であっただけでなく、外国に駐在する政權に常に運命づけられていた課題でもあった。こうした内外の事態を打開して自らの存在価値を示すために、辛亥革命時期に中国へ亡命して来、独立運動を展開してきた申圭植ら<sup>④</sup>がはやくから孫文の政府である広東軍政府、のちの中国護法政府に期待を寄せたのは当然のことであ

った。

中国で展開された朝鮮独立運動についての先行研究は、史料上の制約もあり、一九三〇年代以降の研究に重点がおかれてきた。

例えば、胡春惠『韓国独立運動在中国』はその代表的な専著であるが、孫文・申圭植会談を初めとする一連の記述は全て、閔弼鎬が著した『中韓外交史話』に拠っていると、とても過言ではない。他の業績においても、孫・申会談日の矛盾を指摘し検討を加えたものは、決して多くない。また、中国護法政府の韓国臨時政府正式承認の事実確認がほとんど試みられておらず、例外的に孫文が申圭植の呈示した相互承認を求める国書に対して、原則的に賛同したと述べるにとどまるものがある程度である。

ところが、狭間直樹「孫文と韓国独立運動」(『季刊 青丘』四一九九〇年)は、閔弼鎬の記述の史料価値を、孫・申会談日が不正確である点と下関条約に対する孫文の発言内容が、朝鮮独立運動側の見解によって本来の内容と変えられているのではないか、という問題点を提出し検討したものである。短い論稿だが、朝鮮独立運動側の史料の弱点を孫文研究の成果によって補充しつつ、その再検討の必要性を述べた、極めて重要な指摘をしたものといえる。

本稿は、狭間氏の指摘に留意しつつ、孫・申会談に始まる一連

の中国護法政府による韓国臨時政府正式承認問題について、可能な限り中国新聞で事実の確認及び補充を行いながら考察を試みようというものである。

① 韓国臨時政府成立以前からの朝鮮人独立運動家と孫文ら革命家の交流については、胡春惠『韓国独立運動在中国』(中華民国史料研究中心 民国六五年)に詳しい。

② 「上海假政府 広東租界を 移転 内務總長 李東寧を 各方面へ通知書を送る」『朝鮮日報』一九二二年二月六日。

なお、韓国臨時政府は抗日戦争中、上海から中国各地を転々とするが、それ以前の中国国民革命軍の北伐開始前の一九二六年六月にも広東への移転が計画されたことがある(水野直樹「呂運亨と中国国民革命——中国国民党二全大会における演説をめぐって——」『朝鮮民族運動史研究』八 一九九二年)。

③ 「上海假政府外 広東軍政府接近説 同濟社總代 申院観を 広東軍政府へ 援助함을 要求す」『朝鮮日報』一九二二年三月二日。

「広東軍政府外 接近 上海朝鮮人會を 軍政府へ 秘密す 接近하는 天하 다고」『東亞日報』一九二二年三月二日。

④ 「上海における協成会発会式等報告の件」大正一〇年五月一日(金正明『朝鮮独立運動』Ⅱ 原書房 昭和四二年) 一四六頁。

⑤ 申圭植の経歴については、次の文献を参照のこと。

・「櫛風沐雨四十年 上海에서 長逝す 申圭植氏」(『東亞日報』一九二二年九月二八日)。

・「申圭植先生長逝」(『独立新聞』一九二二年九月三〇日)。

・閔石麟「申圭植」(原載『韓国魂』重慶 一九三九年。秋憲樹編『資料韓国独立運動』第二卷 延世大学校出版部 一九七二年所収)。

・大韓民国文教部国史編纂委員会編『騎驢隨筆』(探求堂 一九七四

年。

- ・『韓国近代人物百人選』（『新東亜』一九七〇年一月号付録）。
- ・姜英心「申圭植」 生涯斗 独立運動（『韓国独立運動史研究』一九八七年）。

⑥ 邵毓麟『使韓回憶録』（伝記文学出版社 一九八〇年）。

### 一 孫文・申圭植会談日について

一九二二年秋に行われた孫文・申圭植会談については、何よりもまず、いつ行われたのかという基本的な事実さえ明らかになっていないのが実情である。その最大の問題点は、孫・申会談を詳細に記した唯一の史料である閔弼鎬『中韓外交史話』<sup>①</sup>に、この会談が一月三日に行われたと記されていることにある。ところが、縷々指摘されているように、この時、会談の舞台である広州に孫文はいなかったのである。このことを踏まえて孫文研究者はいずれも、孫文が軍艦に乗って広西に視察に出かける一〇月一五日より前に孫・申会談があったと推測している。例えば『国父年譜』は、会談日を漠然と一〇月としているし、陳固亭『中日韓近百年大事記』（台湾書局 民国六〇年）は、一九二一年一〇月三日と記述しているが、根拠は示されていない。また広東省哲学社会科学研究所歴史研究室等編『孫中山年譜』（中華書局 一九八〇年）は、『益世報』一九二一年一〇月一八日の記事によってこの会談

が一〇月上・中旬に行われたであろうとし、陳錫祺主編『孫中山年譜長編』下冊（中華書局 一九九一年）は『東方雜誌』一八卷二三号「大事記」に、一〇月四日、広州で正式に中韓協会が成立されたと記されていることをもって、この会談が一〇月三日にあったであろうと推測している。

しかし、孫文側の史料だけの推測では不充分である。日本側の史料では、申圭植は一九二一年一〇月六日、杭州から一旦上海に帰り「翌七日午後出帆の恆生号にて広東に向ひ」<sup>②</sup>「十一日広東に到着し支那南方政府伍外交次長以下多数官民の出迎を受け直に總統府に入り」と報告されている。また日本の高等警察は一九二一年一〇月一八日発行の『広東群報』から「広東政府の韓使に対する態度」という記事を用いて、申圭植に対する中国護法政府要人たちの歓迎ぶりと、孫・申会談について報告をしている。<sup>④</sup>

大韓民国臨時政府の機関紙である一九二一年一月一日付『独立新聞』は「申奎植氏斗 動静」と題して、「臨時政府國務総代理理法務総長、申奎植氏は、先月上旬にその種の要務を帯びて広州に到着したが、同地中国側重要人物に多大な歓迎を受けた。

氏は近頃若干の身病があり、某病院に入院治療中だ」と記している。申圭植の秘書、閔弼鎬は、この南下行にあたって頻繁に上海の臨時政府に電報による報告をしているので、臨時政府に

は彼らの動きが把握できていたはずである。これらの史料を併せて考察すると、一行は一月一日頃に広東に到着し、それから一月四日までの間に孫文と会談をもったと推測される。

① 関弼鎬はこの書を中国語によって著し、一九三九年三月一日重慶で『中韓外交史話』と題して刊行した。その構成は「第一章 南海行（韓国臨時政府が特使を広東に派遣）」「第二章 唐繼堯特軍を訪問」「第三章 廣州一瞥」「第四章 孫大總統会见記」「第五章 國書を孫大總統に奉呈」「第六章 中山県遊覧記」「第七章 韓中米仏が連合して楽しんだ記録」となっている。筆者が本稿作成にあたって見るを得たのは、第四、五章を再録した「中国護法政府承認韓国臨時政府始末実紀」（『革命文獻』第七輯所収）、第一章から第五章までを再録した関弼撰「五十年前中韓兩國一頁外交史話 中山先生廣州接見申專使記」（『中華民國史事紀要』中華民國一〇年七月至一二月份）そして韓国語に全訳された『韓中外交史話』（独立運動史編纂委員会編『独立運動史資料集（八）臨時政府史資料集』一九七四年）である。この『韓中外交史話』は、右の全七章に、緒論と結語「飲水思源」を朝鮮戦争後、関弼鎬自身によって加筆されたものである。ところが、この韓国語訳にはやや問題のある箇所が見られるので補助的に用いるにとどめた。なお、本稿では書名の混乱を避けるために、原書名『中韓外交史話』と統一的に用いることにする。

② 「北京および上海における抗日独立運動状況報告の件」大正一〇年一月二十七日（前掲『朝鮮独立運動』Ⅱ）四七七頁。

『申報』の「輪船出口日期」によれば、恒生号の出航日は高等警察が報告する一月七日ではない。一月七日の前後で恒生号の出航日をさがすと、一月一日正午の便があるのみである。しかし、いちがいに高等警察の報告を疑うこともできない。何らかの事情で出航が遅

れた可能性も十分に考えられるからである。なお、後述するように『中韓外交史話』によれば、申圭植らはフランス郵船 S. S. NILE 号に乗船して南下したというが、『申報』を見るかぎり、S. S. NILE 号に該当する船名は見当たらない。

③ 「大韓民国臨時政府法務総長の広東訪問に関する件」大正一〇年一月二日（前掲『朝鮮独立運動』Ⅱ）一六九頁。

④ 「中国広東政府の申圭植に対する態度報告の件」大正一〇年一月十七日（前掲『朝鮮独立運動』Ⅱ）四八一〜二頁。なお『広東群報』は、その一部がマイクロフィルム及び焼きついで、京都大学人文科学研究所に所蔵されているが、本稿作成に必要な一九二一年一月から二月は所蔵されておらず利用できなかった（一九九三年一月末日現在）。

## 二 孫文・申圭植会談における両者の見解

『中韓外交史話』によれば、上海の大韓民国臨時政府は、国務総理兼外務総長、申圭植を特使とし、國書を携えて広東を訪問させ、中華民國護法政府が朝鮮の独立を承認するよう協商させることを国務会議で議決した。その決議をうけて特使、申圭植と秘書、関弼鎬はフランス郵船、S. S. NILE 号で上海を発ち、途中香港に立ち寄った後、広東に到着する。その数日後、申圭植は関弼鎬を連れて、観音山の麓にある非常総統府を訪れたと記されている。護法政府は、申圭植らにまず國使の資格による国際慣例通り、外交部と交渉した後孫文との会談にのぞむよう指示する。そして、

孫文は会談の冒頭で、申圭植を韓国国使としてあつかいながらも、この会談が正式のものではないと明言する。<sup>①</sup>これによって、この会談における両者の合意が、非常に不確定な性格を帯びざるを得なくなるのである。

## （一）孫文の見解

孫・申会談において、韓国臨時政府側は、以下の五ヶ条から成る互恵条約を呈示した。

第一条 韓国臨時政府は、中国護法政府を中華民国正統政府と承認する。

第二条 中華民国護法政府に韓国臨時政府の承認を求めらる。

第三条 韓国人学生の中華民国軍官学校への収容。<sup>②</sup>

第四条 五〇〇万円の借款。

第五条 韓国独立軍養成のために土地を租借する。

孫文は、この韓国臨時政府側の要求に対して、まず第四条と第五条については、現在の中国護法政府にその力がないこと、しかし北伐による武漢占領後という将来に実現の可能性を残した回答をした。また第三条については何ら問題なしとし、各軍官学校への連絡を約束した。そして、韓国臨時政府正式承認については次のように述べたという。

第二条の韓国臨時政府を承認するという一節に関しては、原則上何ら問題はなく、中国に流亡して艱苦奮闘を続けている貴臨時政府に対して、わが護法政府はもちろん深く同情し、承認すべきである。実はわが護法政府もまた、今までまだ他國家の承認を得ていないのである（微笑）。ここ数年来、私は韓国問題に対して、始終非常に重視してきた。だから今回、ワシントン會議に代表を出席させるが、私は彼らにこのように語った。「いわゆる二十一ヶ条、東三省問題、及び山東問題の重要性は、遠く下関條約に及ばない。思うに、日本が弱小民族を侵略し、東亜の平和を破壊したのは、実は下関條約を締結成立し韓国独立を蹂躪したことに始まるのである。だから、列國が下関條約を平等合理の條約と承認しなければ、その後には結ばれた各種條約は、全て無効に帰する」と。ただ、いわゆるワシントン會議は人事を尽くすだけに過ぎず、國際的な紛糾に対して、どこが役に立つであろうか。

この孫文の発言が、中国護法政府が韓国臨時政府を正式承認したという際、根拠とされてきたものである。中国護法政府の韓国臨時政府承認問題については、後章で述べることにする。

孫文のこの発言から以下の二点について整理しておこう。

第一に、孫文のワシントン會議に対する見解について。孫文は、

ワシントン会議に対して中国護法政府は中華民国正式政府として、できる限りの手配はすると述べるが、會議に対してはほとんど期待していない。それは、すでに同年九月の談話で「思うに、今回のワシントン會議は、以前のパリ平和會議の別の形のものである。パリ平和會議は、日英兩國の秘密の山東問題に対する条約を該會議を借りて議決し、各國公認の条約に変えたに過ぎない」と述べて、ワシントン會議もパリ平和會議同様に、日英兩國によってすでに準備工作が水面下で進められていると見ていたことが確認できるのである。しかし、孫文は申圭植から韓國臨時政府のワシントン會議参加への努力について説明をうけ、中韓兩國代表が密接に連絡をとりあうことを命ずるよう要請されて、承諾し協力することを表明したのである。

第二に、下関条約に対する見解について。それまでの孫文が朝鮮に対する言及のしかたとは違って、一九二〇年代の朝鮮問題への言及は、かなり違ってきていることがうかがえよう。すなわち、従来の孫文の発言では、朝鮮はベトナムやビルマ等とともに羅列されて言及されるアジアの一国に過ぎないか、中国の何らかの問題について論ずる際の一材料として触れられる程度に過ぎなかった<sup>④</sup>。ところが、孫文が朝鮮問題を二十一ヶ条問題、山東問題、滿蒙問題と密接な関係があると重要視し始め、朝鮮独立を承認する

根拠として下関条約を持ち出したのは、パリ平和會議が開かれてからのことであった<sup>⑤</sup>。しかし、パリ平和會議は國際協調、民族自決の看板のもとで行われた戦勝國間の利害調整のための會議に過ぎず、そこで焦点になったのはヨーロッパ内のドイツの權益をいかに再分割するかであった。また中国に関しては、山東におけるドイツの一切の權益を日本が継承することを承認したのであった。それに対して、ワシントン會議は中国を中心とする極東情勢の変化に対処するために開かれることになっていたので、朝鮮人も中国人も、パリ平和會議や國際連盟への失望を決して忘れたわけではなかったが、ともかく、國際舞台における自らの立場を主張する場として、それへの対応策を練り始めていたと考えられる。

さて申圭植との會談で、孫文が朝鮮独立の國際法上の根拠に下関条約をあげているが、それまでに孫文は下関条約を朝鮮独立との關係上、どのような見解を示していたであろうか。一九二〇年一月、孫文は『益世報』の記者との談話において「山東問題は日本と直接交渉すべきかどうか」という質問に答えて、

君は私のこれまでの意見を知っているのか？ 私は、もとよりこのように主張している。二十一ヶ条は廢止すべきであり、並びに日本は租借期間が満期になった後、滿州各地から退出すべきである。高麗獨立問題は、下関条約によって、中国も

またかかわりあうべきである<sup>⑥</sup>。

と述べている。ここで「高麗独立問題」は、日本の山東占領を強盗行為と主張する際の、いわば枕として言及されている。強盗行為によって占領し続ける日本と直接交渉する道理はないということから、日本の強盗行為によって損なわれた「高麗独立」は、朝鮮独立が承認された国際条約である下関条約を根拠にして解決されるべきだと述べるとともに、下関条約締結当事国である中国は、この問題に関与すべきだと主張しているのである。

一方、この時期の孫文には、下関条約を取り消したうえで、朝鮮独立を論ずる談話もみられるのである。それは、すでに一九二〇年七月に広州を恢復していた一月八日、上海通訊社記者が『晨報』、『益世報』上海駐在記者とともに、孫文を訪問し会見を求めた際の談話である。そこで孫文は山東問題の救済法について、次のように述べている。

この問題については、私は終始いまだかつて何らの意見をも表示していない。ただし、現在、私個人が観察して得たところに照らせば、今、ライオンがうぎぎを捕まえるときのように全力を用いる必要はない。なるだけ、この問題に注意して、実は眼光を遠方に放ち、もっぱら満州・高麗両地方に力を注ぐべきである。その第一歩のやり方はまず、下関条約を取り

消すことを要求し、韓人の独立を救済して衝突を緩和すべきである……<sup>⑦</sup>。

『民国日報』のこの記事を引用して、上海での朝鮮独立運動の中心であった朴殷植は、『韓国独立運動之血史』のなかで、次のように述べている。

孫中山は、某記者に対し談話を発表し、「中国の対日外交の第一の弁法は、まず馬関条約の取り消しを要求し、朝鮮人の独立を援助し、もって朝鮮をその緩衝地とし、中朝提携をすればたたり」と言った。すでにこの勢いはゆるめるべくもない。わが国には、熱血の士は少なくない。すみやかに起て！すみやかに起て！<sup>⑧</sup>

右にあげた『民国日報』、『孫中山全集』、そして『韓国独立運動之血史』所収「論中国有設中韓親友会之必要」では、原文は其第一歩辦法。応先要求取銷馬関条約。扶持韓人独立。以緩其衝。

となっており、下関条約取り消し要求こそが中国の対日外交の第一歩ということになっている。

ところが、同じ『韓国独立運動之血史』所収「孫中山唐少川之外交主張」<sup>⑨</sup>及びそれを典拠とした『国父全集』所収「解決山東問題應先恢復馬関条約及取消二十一条約」<sup>⑩</sup>では、

其第一歩辦法。応先要求恢復馬関条約。扶持韓人独立。以緩其衝。

となっており、むしろ下関条約を恢復することこそ、中国の対日外交の第一歩という論を展開したことになるのである。

ともに同じ孫文の談話であるにもかかわらず、「取銷（消）」と「恢復」の二字が異なるだけで下関条約をめぐる姿勢が一八〇度異なる可能性もあるので注目すべき文字の異同である。現在のところ、この二字の異同について、明確な論証をするだけの史料を発見していない。だが孫文のこの談話については、次の四点が指摘できる。第一に、朝鮮問題をテーマにしたものではなく、中国の対日外交について述べたものであること。第二に、「恢復」は朝鮮独立をかなり意識した場合以外に用いられる可能性が低いこと。第三に『韓国独立運動之血史』において「孫中山唐少川之外交主張」が、三一運動に対する各国人の同意が述べられている——それも特に下関条約に基づいて朝鮮独立は承認されたことが述べられている——という文脈のなかで出てくること。第四に、問題の文章の前後は『民国日報』等に掲載された記事と全く同じ文章であること。この四点から、朴殷植が故意に「取銷」を「恢復」と書き替えた可能性もでてくるであろう。

視点を變えて、「取銷」「恢復」の二字の異同に拘泥せず、時間

の幅を広げて孫文の下関条約に対する発言を整理してみよう。孫文は、後の『三民主義』民族主義・第六講で、下関条約の重要条件は朝鮮独立条項であるといい、その朝鮮独立は日本が提起し要求したものであるにもかかわらず、日本が下関条約を履行しないこと、下関条約の履行は条約締結当事国である中国への信義のほどをあらわすことを述べている。また、孫文は「支那人の日本観」(『大正日日新聞』一九二〇年一月一日)で、次のように述べている。中国人の対日観は、日露戦争における日本の勝利を頂点として良好であったが、韓国併合によってそれは対日疑惑へと転じた。この対日疑惑を解消するためには日本が朝鮮独立を承認することが必要だと主張しているのである。すなわち、朝鮮独立をうたった下関条約履行——「恢復」論がそこにあることになる。ところが現実の日本の行動を見れば、下関条約は日本が朝鮮植民地化へ大きく踏み出すために、朝鮮国内からの中国側勢力の駆逐を条文化したに過ぎず、強国となった日本は、信義より強権を重視してきた。そのような不平等な中日関係を批判するとき、孫文は下関条約の「取銷」を主張したと考えられる。つまり、孫文は中日関係を基軸としていたために、情勢の変動に従って「恢復」「取銷」両論いずれもが発言にあらわれうるのである。

これまで孫文は、下関条約に対して特別な関心を示しては来な



かった。しかし、列強が第一次世界大戦後の極東地域における權益の見直しに迫られて開会されることになったワシントン会議に直面して、国内において二十一条問題、山東問題、滿蒙問題をかかえている孫文が、朝鮮問題との関連に気づき、これら中日間、朝日間の問題の起点となっている國際条約、下関条約に注目し始めたのは、必然の流れであつたといえよう。

## (二) 申圭植の見解

孫文と再会の握手を交わした申圭植は、中朝両国の革命は同様に重要であり、中国革命の成功の時が朝鮮の獨立解放の時とし、りわけ韓国臨時政府は共和制をとり、中国と同じ國体であること<sup>①</sup>を強調している。これは中国革命に朝鮮の将来を見だし、中国亡命をした申圭植が、数々の革命活動に参加し、祖国の三一運動、中国の五四運動を経る過程で確固とした信念となつたものであつた。そして、前章で述べた互恵条約五ヶ条を呈して中国が朝鮮獨立運動を救援することは、自國にとり自強の道であることを主張したのである。その当面の課題として、韓国臨時政府がワシントン会議への代表参加に向けてとりこんでいること、及びワシントン会議に出席する中朝双方の代表間の連絡が密接にとれるよう<sup>②</sup>に求めた。

申圭植は、孫文との会談の前に、中国の新聞紙上で中国に朝鮮獨立案をワシントン会議に提出することを求める通告を発表している。この記事の全文を以下に掲げておこう。<sup>③</sup>

韓国獨立問題は、今回のワシントン會議と大いに關係がある。昨日、本埠各法團はみな韓国臨時政府總理、申圭植の通告を受け取つた。その通告はこのようである。拜啓。我が國と貴國は地続きであり、歴史上の關係は極めて深く、喜びも悲しみもともにしてきた。そこで互いに援助しあつて当然である。今、東方の各國で、帝國主義に侵略されていゝところはな<sup>④</sup>い。我が國はすでに廢墟となり、苦しみをなめることきわまらない。しかも虎視眈々としている者の狙いは、思うに貴國にあるので自衛の術は早く講ずるのがよい。我が國を助けることは、すなわち自衛の要務である。我が國はかつて各國の承認によつて完全無欠の獨立國家となつた。現在、ワシントン會議が間もなく開幕される。我が國は代表を會議に派遣することを考へている。そこで貴國に望むことは、すなわち國際條約を根拠として韓国獨立問題を提出することである。それがもし通過すれば、我が國の幸せであるだけでなく、貴國の即時の自救の良策でもあるのだ。バルカン問題は欧州大戦を引き起こした。我が國の今日の地位は西方のバルカンと事

情は同じである。我が国のために東亞戦争が起これば、貴國はまず最初にその衝撃を受け、避けることはできないだろう。自らまず我が國の問題を會議に提出し、狡猾な策謀を防ぐべきである。是非、一致して貴國政府にねんごろに促し、一生懸命に行うように願う。それは自らを救い隣國を救うことにともに裨益するであろう。希望の至りにたえない云々。

申圭植はこの通告によって、中国の朝鮮獨立運動に対する援助の当然性と必要性を説いた。つまり、中国の朝鮮獨立運動援助は、中国の自衛の術でもあるというのである。そして、その当面の援助として、ワシントン會議において中国が朝鮮問題を提出するようこの通告で呼びかけたのである。また朝鮮獨立の根拠としてあげられたのが、各國がかつて朝鮮を「完全無欠の獨立國家」と承認した國際條約、すなわち下関條約だったのである。

また同月三〇日に、申圭植は『民國日報』にワシントン會議に向けて中国各界に警告を發表している。このなかで中国が朝鮮獨立を援助すべき根拠として、人道主義、世界平和、國際信義、中國情勢の四点をあげ、中国と朝鮮獨立は切り離せない問題であることを明らかにしている。なかでも國際信義については、

日清戦争において、日本は朝鮮の獨立を完成したことを宣言し、日露戦争では、日本は朝鮮の獨立を保存することを宣言

した。しかも下関條約ではその冒頭の第一条で、すなわち朝鮮は完全無欠の獨立國であることを承認し、それを世界はともに見、ともに聴いた。しかしのちに日本はその誓いをいつわり朝鮮に併呑を迫った。<sup>18)</sup>

と述べ、朝鮮獨立の國際法上の根拠として下関條約に注目し、それに日本が違反することによって生じた朝鮮問題は、中国にとつて他人事ではなく、中国自身の問題であることから、現在、早急に手をつすべきこととして、ワシントン會議に中国が出席して朝鮮獨立案を提出し、世界の公判をあおぐよう要請したのである。

従来の申圭植において、下関條約がこれほど重要視されたことはなかった。申圭植の著書『韓國魂』(一九二〇年刊行。前掲『資料韓國獨立運動』Ⅱ所収)では、朝鮮亡國の原因の追究とその救亡策が述べられているが、朝鮮が日本によって植民地化されていく過程で、彼らにとって衝撃的であり獨立への熱誠がかきたてられた事件は、閔妃暗殺事件であり、三度にわたる日韓協約であり、ハグ密使事件であり、韓國軍隊の解散であり、そして韓國併合だったのである。にもかかわらず、この一九二一年一〇月の時点で、下関條約がこれほど注目されたのは、列強が一堂に会するワシントン會議で、日本の朝鮮獨立侵害を訴えるのに、國際條約である下関條約が最も利用しやすいと考えられたからであろう。

このように申圭植が、列強の力を借りて日本に圧力をかけ、現状を打開し朝鮮独立への一歩としようとしていたことは、一九二一年七月に英国首相、同外務省、同上下両議院宛の電報で、日英同盟の継続に抗議していたことからわかるのである。

- ① このことについては、前掲「中国広東政府の申圭植に対する態度報告の件」によっても確認できる。
- ② 水野直樹「黄埔軍官学校と朝鮮の民族解放運動」〔朝鮮民族運動史研究〕六 一九八九年。
- ③ 「与蔣夢麟の談話」一九二二年九月上旬（『孫中山全集』第五卷中華書局）。
- ④ 拙稿「孫文と朝鮮問題」〔孫文研究〕一三 一九九一年。
- ⑤ 「中国人之請認韓國獨立」『韓國獨立運動之血史』下編（東洋学叢書第四輯『朴殷植全書』上 檀国大学校出版部 一九七五年所収）。
- ⑥ 「与『益世報』記者の談話」一九二〇年一月二六日（前掲『孫中山全集』第五卷）。「對於山東問題之意見」（中国国民党中央委員会党史委員會編刊『国父全集』第二卷 民国六二年）。
- ⑦ 「孫中山先生之外交談」『民国日報』一九二〇年一月九日。「与上海通訊社記者の談話」（前掲『孫中山全集』第五卷）。
- ⑧ 日本語訳は、姜徳相訳注『朝鮮獨立運動の血史』（東洋文庫二一六 一九七二年）より引用した。
- ⑨ 前掲『朴殷植全書』上。
- ⑩ 前掲『国父全集』第二卷。
- ⑪ 「中国広東政府の申圭植に対する態度報告の件」大正一〇年一月一七日（前掲『朝鮮獨立運動』Ⅱ）四八一～二頁。
- ⑫ 「太平洋会中韓問題」『民国日報』一九二二年一〇月五日。
- ⑬ 「太平洋會議之韓問題」『申報』一九二二年一〇月五日。

⑬ 「中国心助韓獨立」の「呼声」〔『民国日報』一九二二年一〇月三日〕。「臨政」告中国各界人士書（秋憲樹『資料韓國獨立運動』Ⅱ所収）。

⑭ 「日英同盟継続と太平洋會議に対する獨立運動者の態度報告の件」大正一〇年八月九日（前掲『朝鮮獨立運動』Ⅱ）一六二頁。

### 三 中国護法政府の大韓民国臨時政府正式承認問題

前章ですでに述べたように、孫・申会談の席上、孫文は韓国臨時政府側が提出した互恵条約の第二条、すなわち韓国臨時政府を承認する件に関しては、原則上問題なしとし、承認すべきだと述べたと『中韓外交史話』に記されている。この章では、孫文の発言が同年一月に開かれた非常国会でどのような結果になったかを考察しよう。

『中韓外交史話』によれば、孫文との会談後、申圭植は職務が多忙な余り持病が出て、長堤の韜美病院に入院した。その申圭植を一月に胡漢民と謝持が人を遣って見舞いをさせ、次のような通知をした。

孫大總統は、本月一八日午前九時、東較場で北伐誓師の典礼を挙行し、同時に正式に閣下に接見したいと思っておりますので、是非当日ご出席願います。また韓国臨時政府の承認については、衆参両議院議員の大多数が熱烈に賛同しております。

す。国会が開かれれば通過の件について決して問題はございません（『中韓外交史話』第五章）。

と、非常国会における韓国臨時政府正式承認の通過を確実視した通知をしている。

また一月一日、北伐誓師の典礼とともに行われた正式接見の儀式に出席した帰りの車のなかで、申圭植と閔弼鎬は、次のような会話を交わしたと記されている。

申「今回、孫大總統の正式接見をうけたことは一種の儀式であるけれども、そのなかにある意義はたいへんに重大だ。臨時政府が成立して以来、これは最も記念するに値する一大事でもあり、また私が中国に来て以後、最も光栄な一大事でもあるといえる。」

閔「今回、中国護法政府が正式に我が臨時政府を承認することとは、孫大總統の見識が遠大で正義感が強いことを証明し、ほんとうに人を感服させるに足りえます。非常国会で私たちに對する熱烈な同情にいたっては、とりわけたやすく得られるものではありません」（『中韓外交史話』第五章）。

申圭植が孫文による正式接見を「一種の儀式」としてとらえ、韓国臨時政府の歴史のなかで位置づける冷静さをもってうけとめているのに対し、閔弼鎬は孫・申会談における孫文の発言及び正

式接見をもって、中国護法政府が韓国臨時政府を正式承認すると早計ともいえるほど樂觀的な発言をしているのは対照的である。このことは後述する『中韓外交史話』の信憑性ととも、歴史的事実としての中国護法政府の韓国臨時政府正式承認問題を混乱させる一因ともなった。

このような閔弼鎬の判断は、一九二一年一月二二日午前、新ホテルで沙面の各国領事を招いた宴席で行った申圭植の演説の内容を三点に要約し、その第三点として、

今回、中国護法政府が韓国臨時政府を正式に承認した結果とあわせて、すべての国々が韓国独立運動に對して、なお一層、援助と指導があるよう希望する（『中韓外交史話』第七章）。と記していることにも疑問を持たせるのである。

『民国日報』一九二一年一月二九日付は、前日の非常国会で朝鮮独立承認案が提案されたことを「国会議員張景純等提議。請国会承認韓国独立并電告華盛頓大会」と、三〇字足らずであるが速報的に伝えている。そして『民国日報』二月五日付に「国会中朝鮮独立提案<sup>①</sup>」と題した記事が掲載され、非常国会における朝鮮独立案が公にされた。

近ごろ、国会議員張景純等一人は次のように提議した。朝鮮はもとより独立国であることは、国会がこの意を全国に通

告し、並びにワシントン<sup>ワシントン</sup>の太平洋會議に電達すべきである。

その提議するところの案によると、朝鮮が独立国であることは、各国の約章に均しく明文がある。しかも、我が国ととりわけ特殊な関係がある。だから、天津条約では、中日両国はお互いに通告しなければ朝鮮に出兵できないとあり、下関条約第一条で、中日両国は朝鮮が完全無欠の独立国であることを確認し、信義は明らかであり、疑問をさしはさむ余地はない。ところが日本は蚕食鯨呑、したい放題、横暴を働いている。初めのうちは籠絡手段を用い、ついで併合を實行して今に至るまで十一年。我が国の当局は、終始、寒蟬のように口をつぐみ、いまだ義をもって助けて見解を發表したり、約章を根拠として進み出て、日本とぶつかりあったことがなかったのは、すでに国民の大いなる恥辱である。そのうえ日本は、すぐにその弱点を利用して、ますます我がもの顔に振るまい、憚るところがない。滿蒙問題、山東問題、二十一ヶ条は、すべて韓国併合がもたらした災いに他ならない。近年、我が国の在野の名士と韓国の志士が中韓諸協会を發起したが、ついに最も緊要な行動に乏しいことに気づいた。今、太平洋會議はすでに開幕したが、この會議は専ら極東問題を解決するたぬものである。このチャンスに乗じて、この案を大会が決

議し、韓国はもとより独立国であり、日本に不法に侵害されたことを全国に電報を打って知らせ、並びにただちに太平洋會議に電報で通達して我が国の外交隱忍の恥を雪いではどうであろうか。そもそも韓国問題は欧米諸国が多く援助をしてゐるが、ましてや血統がつながっている我が中国が一言も言わずに黙っておれようか。

つまり、非常国会に提議された朝鮮独立案は、第一に下関条約を根拠としている点、第二に当時、中国がかかえていた滿蒙問題、山東問題、二十一ヶ条問題は、韓国併合への過程とまさに同じであること、第三に、第二の点による危機感から中朝間で發起した諸協会のそれまでの行動を反省した上でワシントン會議という場を利用しようとしたこと、第四に、しかし、その行動は本来、中国が朝鮮に対して負うべき責任を最も消極的な形で、すなわち、中国国内及びワシントン會議への決議の通達という形式によって、果たそうとしたものであること、と整理できる。

朝鮮独立案を提議した衆・参兩議院議員は、張景純、王、高賑霄、葉復元、竇応昌、史之照、王家駒、石、王兆離、鄧天一、孫品璋であった。以上の人物のうち、高賑霄が中韓協会組織委員であったほか、張景純、葉復元が中韓協会成立大会に参加した張啓榮、葉夏声とも推測されることから議員と中韓協会の関係の一面

がうかがえる。中韓協会は、一九二一年九月二七日、広東で発足し、護法政府が日本への外交的顧慮のもと、非公式に韓国臨時政府を援助するための民間組織で、その活動内容はワシントン会議と同会議出席の中国代表に向けて電報を打つたらしいことが確認できる程度で、詳しいことについてはわからない。<sup>⑤</sup>

ところで『中韓外交史話』によれば、孫・申会議における孫文の発言は、朝鮮独立という次元にとどまるものでなく、韓国臨時政府を承認することに原則上わずかも問題なしという内容であった。したがって、一月下旬から開かれた非常国会では、韓国臨時政府承認案が提議されるはずだったのに、実際に提議されたのは朝鮮独立案であった。なぜ、このような事態になったのであろうか。孫文との会談を終えた後の申圭植に関する記事を追って考察してみよう。

申圭植は二月一四日、上海の大東旅社で各省区代表など六〇名余りを招いて宴席を設けている。その時の記事が、『民国日報』一月一五日付「中韓人士之大宴会」である。その宴席上、申圭植は「以前に貴国国民外交大会が公理を主張し、我が国を救助すると聞いて同志は大いに感謝した。しかし、ワシントン会議は我々の努力にもかかわらず結局のところ、かえって四国協約を生み出し、権利を瓜分し、貴国に迫って結んだ二十一ヶ条にさらに

保証を加えた。これではワシントン会議に全く希望はない」と述べている。つまり、申圭植は中国国民外交大会については言及するが、広東の護法政府による韓国臨時政府の正式承認問題については全く触れていないのである。これが正式承認されたのであれば、この講演で、何よりも重要な話題となるはずである。それは講演の場が上海であったために広東の護法政府との相互承認問題の重要性が減じたとか、記者による記事の取捨選択の結果と考えられるよりは、申圭植自身がその件について言及をしなかった、あるいは目を見張るような自信をもった報告をしなかったとみるべきであろう。

また、同じ韓国臨時政府の一員であり、申圭植の中国護法政府訪問にも重要な役割を担った漢精一こと朴賛翊の講演内容も「我々は亡国の痛苦を受け、貴国には補助の義務がある。ワシントン会議には絶対に希望はない。すなわち諸君がいったように、望むことは、中韓国民はどのように中韓の領土を保全するのか、どのようにして東亜の永久平和を保つのかを適切に研究することである。ただ空しく一枚の宣言を発するだけでことが済むのではない。必ず善後の方法をしっかり話し合うべきであり、そうしてはじめて最後の目的を達することができる」と、ワシントン会議において朝鮮独立が一方的な宣言に終わってしまったことへの反省と、中

朝兩國が空談に明け暮れるのではなく、いかに兩國の領土を保全、奪還するのかという実質的な研究の必要を訴えたことだけが報じられており、中国護法政府との承認問題については報じられていない。

一方『独立新聞』によると、一九二二年一月一日付に「過去一年間 우리의 独立運動」と題した記事があり、このなかで、一九二一年の韓国臨時政府の足跡をたどっているが、ここにも中国護法政府との正式承認はとりあげられていない。さらに一九二二年九月二五日に上海で没した申圭植の業績を記録した記事が、一九二二年九月三〇日付に「申圭植先生長逝」として掲載されるが、ここでも全く言及されていないのである。

すなわち、韓国臨時政府承認案は議案作成段階で挫折した。確かに、韓国臨時政府承認には孫文や胡漢民が意欲的ではあったが、その実現の見通しが暗いことは申圭植にもわかっていた。非常国会で承認されなかった理由は、呂運亨が広東を訪問し、孫文と会談した際の孫文の韓国臨時政府承認に関する回答に明らかである。

フランス租界の中で樹立され、そこにある政府を承認することは難しいことである。朝鮮領土内であればどこでもよい。

あなたがたが新義州でも清津でも、たった何日かでも行政権を行使しさえすれば、すぐに承認できるだろう。<sup>④</sup>

つまり、韓国臨時政府が道義上正しくとも、それが国際法的に認められる「実行性のある政府」かどうか、非常国会の議案作成過程で最大の問題になったことは容易に推測できる。また、文字にはあらわれてこないが、日本に対する外交的影響も十分に考慮されたであろうことはいうまでもない。よって、非常国会は、上海に存在する韓国臨時政府を独立国朝鮮の正式の政府として承認するかどうかを棚上げし、国際条約である下関条約に明記されていて訴えやすい朝鮮独立案を提出することにしたのであろう。

このように非常国会の朝鮮独立案は、申圭植の広東訪問の目的を十分に満足させる内容でなかったのみならず、ワシントン会議会期中（一九二二年一月二日～一九二二年二月六日）に決議するに至らなかつたうえに、翌年六月の陳炯明のクーデターにより、水泡と帰してしまつたのである。

① 一九二二年二月六日付『独立新聞』にも「広東国会の 韓国独立承認案」と題してその提案内容が掲載された。

② 「広東における中韓協会発会の件」大正一〇年一月二日（前掲『朝鮮独立運動』Ⅱ）四七四頁。

③ 小野信爾「三一運動と五四運動」（『朝鮮史叢』第五・六合併号 一九二二年）。

④ 申基碩「大韓民国臨時政府の 国際的地位」（三・一運動五〇周年記念論集編集委員会編『三一運動史五〇周年記念論集』東亜日報社一九一九年）に引用された呂運亨『夢陽呂運亨』の一文を用いた。

⑤ 朝鮮独立案の提議を報道した『民国日報』は該案の決議を報道していない。

#### 四 むすびにかえて——閔弼鎬『中韓外交史話』の信憑性について

前章までに述べてきた孫・申会谈の日程や中国護法政府の大韓民国臨時政府正式承認への疑問が起る原因は、それを根拠づける史料として用いられるのが、秘書として随行した閔弼鎬の『中韓外交史話』のみであることにある。そこで次に『中韓外交史話』の信憑性について検討してみよう。問題となる点は以下の二点である。第一に『民国日報』一九二二年一月一日付「本埠新聞」欄に掲載された「中韓人士之大宴会」によれば、上海の大東旅社で申圭植らが中国の各省代表を招いて行った演説会は二月四日である。中国側の発言者として、上海の中韓互助社社員である黄宗漢、周霽光<sup>①</sup>をはじめとして、李治東、朱心芳、邱醒旦、汪劍農、孫鏡亜、林景澗、蕭劍秋、李大年、喻育之の名があがっており、朝鮮側の発言者としては、濮精一こと朴賛翊の名があがっている。

これに対し、『中韓外交史話』では、一九二二年一月二三日、広東沙面にある新新ホテルで各国領事を招待して講演及び宴会を

催し、米仏両国領事が出席したこと、一月二五日期、申圭植とともに閔弼鎬が上海行き船便で広東を発つたことは記されているが、『民国日報』で報じられた一四日の上海での演説会については全く触れられていない。

仮に、両者の記述をともに事実とすれば、申圭植らの一行は一月下旬、香港で唐繼堯に再会した後、一時上海に帰ったことになる。ところが、孫文との会谈後、一月一八日の正式接見以前までは、申圭植は持病で入院していたであろうと考えれば、わずか一週間で申圭植が上海・広東間を往復することは困難と推測するのが常識的ではあるまいか。

そうすると、一月一四日に、申圭植が上海で演説を行ったと報道した『民国日報』の記事と、一九三九年三月に刊行された閔弼鎬の『中韓外交史話』の記述のどちらに信憑性があると認められるであろうか。

第二に、副使、朴賛翊<sup>②</sup>に関する記事がないこと。朴賛翊が、申圭植・閔弼鎬とともに南下、その後の行動をもにしたかどうかは明白ではないが、副使という資格である以上、秘書の立場にあった閔弼鎬は、朴賛翊についても記述して当然である。ところが『中韓外交史話』を読む限り、この南下行は申圭植と閔弼鎬の二人だけであったとしか読みとれない。例えば、一〇月二九日の唐



繼堯宅訪問の際は、唐繼堯、董雨蒼（澤）、申圭植、閔弼鎬の四人の対談となっているし、一月二三日の唐紹儀宅訪問の際も、朝鮮側は申圭植・閔弼鎬の二名だけである。そして、一月三日とされている孫文との会談の出席者も、中国側が孫文、胡漢民、朝鮮側が申圭植、閔弼鎬である。非公式とはいえ、両政府の相互承認問題、韓国臨時政府の援助要請といった今回の南下行の最重要課題が話し合われる場の記述に、副使という資格を持つ朴賛翊について一言も触れられない事実をどう解釈すべきか。しかも、孫・申会談で、申圭植が中朝両政府間に系統的な外交連絡の必要を説いたのに対して、孫文は韓国臨時政府の代表を広東に常駐させること、及びその代表の食事・宿泊に至るまで中国側が出すことを約束するが、その韓国臨時政府駐粵代表として、翌二二年二月に着任したのが朴賛翊であることを、閔弼鎬自身が『中韓外交史話』の註に記しているにもかかわらず、<sup>③</sup>副使としての朴賛翊については全く説明を加えていない。この点については、現在、新開史料等による実証が不可能なので、事実確認はできない。

以上、述べてきたように『中韓外交史話』には、その信憑性が問われる箇所が多い。その原因として、一九二二年段階における閔弼鎬の判断力の問題、『中韓外交史話』が申圭植との広東訪問から十数年たった後に記されたものであることがあげられる。また

『中韓外交史話』が刊行された一九三九年には、抗日戦争への対応のため、頻繁になる中韓外交についての事前の了解を兩國は交わしたが、その内容は孫文の広東軍政府以来、兩國政府に密接な関係があったことがもりこまれている。このように中韓関係が新たな展開を繰り広げつつあった、この時期に韓国臨時政府財務総長秘書、中国軍事委員会委員長侍從室の暗電研究所総務などを歴任した閔弼鎬の著した『中韓外交史話』が無関係であったとは考えられないこと、そして一九一一年に中国に亡命してきて以来、申圭植から多大な影響を受けたのみならず、申圭植の女婿であることなどがあげられることを、私たちは知っておく必要があるだろう。もちろん『中韓外交史話』の記述すべてが偽証というわけではない。それは、上述のように朝鮮、中国、日本それぞれの立場からの断片的な史料によって、その大枠の正しいことが確認できるからである。しかも、孫・申会談、中国護法政府の韓国臨時政府正式問題に関して一貫して記述された史料は『中韓外交史話』以外、現在発見されていないのである。したがって『中韓外交史話』の記述そのままを引用するのではなく、可能な限り、他の史料により確認・補正作業を繰り返して事実を把握していくことが、私たちの今後の課題となるであろう。

① 「中韓互助社三周年会紀」(『申報』民国十二年九月二日)。

「中韓互助社理事會紀」(『申報』民國十二年一月二十九日)。

② 朴贊翊が副使であったと記述している南坡朴贊翊伝記刊行委員會

『南坡朴贊翊伝記』(乙酉文化社 一九八九年)は、その根拠として用いたのが「小説形式の伝記」の朴英晩『나무잎』であるため、その記述内容の信憑性もまた問題となるであろう。しかし、朴贊翊が申圭植の護法政府訪問などの一連の活動において、中朝の間に立って堪能な中国語の力を生かしてパイプ役を果たしたことはいうまでもない。

③ 一九四五年の日本敗戦後の朴贊翊と閔弼鎬は、中国にいた韓国臨時政府の人員全員が帰国した後も、金九の指示によってそれぞれ韓国臨

時政府駐華代表團長及び副團長として中国に残り、ともに中国で活動を  
する関係が続いた。

④ 洪淳鉉「大韓民国臨時政府의 對中國外交(一九四〇—四五) 試論」  
(韓國政治外交史學會『韓國獨立運動과 列強關係』평민사 一九八  
五年)。

⑤ 李康熙『獨立運動大事典』(大韓民國光復會刊 一九八五年)三九六  
~七頁。

(京都大学人文科学研究所図書掛職員